

# 公立鳥取環境大学大学院研究科委員会規程

平成24年4月1日  
鳥取環境大学規程第10号

## (目的)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学大学院学則第45条第2項の規定に基づき、研究科委員会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 研究科委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科の専任教員

## (研究科小委員会)

第3条 大学院研究科に関する事項で研究科委員会から委任された事項等を審議するため、研究科小委員会を置く。

2 研究科小委員会に関する事項は、別に定める。

## (審議事項)

第4条 研究科委員会は、大学院研究科の次の事項を審議する。

- (1) 入学、退学、休学、懲戒、除籍その他学生の身分に関する事項
- (2) 学生の試験に関する事項
- (3) 単位認定及び学位に関すること
- (4) その他研究科に関し学長から諮問された事項

## (委任)

第5条 前条第1号に掲げる事項のうち入学試験の合格者決定に関する事項については、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第11条第1項第2号に規定する入試委員会の議決をもって研究科委員会の議決とする。

2 研究科委員会は、前条各号に掲げる事項(前項に掲げる事項を除く。)について、研究科小委員会に委任することができる。委任した事項については、研究科小委員会の議決をもって研究科委員会の議決とする。

## (議長等)

第6条 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 議長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した者が、その職務を代行する。

## (議案の提出)

第7条 研究科委員会の議案の提出は、研究科長が行う。

## (会議の成立等)

第8条 研究科委員会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 議決を要する事項については、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第9条 議長は、第4条に規定する審議事項の審議結果を学長に報告し、学長が決定する。

(構成員以外の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、関係職員を出席させ意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。